

令和 7 年第 3 回神奈川県議会定例会

環境農政常任委員会資料
(附 屬 資 料)

(令和 7 年 12 月 5 日付託分)

環 境 農 政 局

目 次

ページ

- | | | |
|---|---------------------------|---|
| 1 | 事務処理の特例に関する条例 新旧対照表 | 1 |
| 2 | 神奈川県立花と緑のふれあいセンター条例 新旧対照表 | 8 |

1 事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）新旧対照表

改 正	現 行																								
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>別表 (第3条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>1～4の2 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4の3 土地改良法 (昭和24年法律第195号。以下この項において「法」という。)に基づく次の事務 (一の市町村の区域を超えない地域をその施行に係る地域又は土地改良区の地区とする土地改良事業に係るものに限る。)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(1)～(8) (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(9) 法第9条第4項 (法第48条第9項、法第84条、法第95条第3項及び法第95条の2第3項において準用する場合並びに法第52条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。) の規定により、土地改良区（土地改良区連合を含む。<u>(10)</u>、<u>(51)</u>、<u>(52)</u>、<u>(56)</u>及び<u>(57)</u>を除き、以下この項において同じ。) の設立 (法第48条第9項及び法第95条の2第3項において準用する場合にあっては土地改良事業計画の変更等、法第95条第3項において準用する場合にあっては土地改良事業、法第52条の3第2項において読み替えて準用する場合にあっては換地計画) の認可の申請を却下すること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(10)～(22) (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(23) 法第48条第1項 (法第84条において準用する場合を含む。) の規定により、土地改良事業計画 (法第84条において準用する場合にあっては、法第77条第2項に規定する事業の実施に関する事務)</td> <td></td> </tr> </table>	1～4の2 (略)	(略)	4の3 土地改良法 (昭和24年法律第195号。以下この項において「法」という。)に基づく次の事務 (一の市町村の区域を超えない地域をその施行に係る地域又は土地改良区の地区とする土地改良事業に係るものに限る。)	(略)	(1)～(8) (略)		(9) 法第9条第4項 (法第48条第9項、法第84条、法第95条第3項及び法第95条の2第3項において準用する場合並びに法第52条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。) の規定により、土地改良区（土地改良区連合を含む。 <u>(10)</u> 、 <u>(51)</u> 、 <u>(52)</u> 、 <u>(56)</u> 及び <u>(57)</u> を除き、以下この項において同じ。) の設立 (法第48条第9項及び法第95条の2第3項において準用する場合にあっては土地改良事業計画の変更等、法第95条第3項において準用する場合にあっては土地改良事業、法第52条の3第2項において読み替えて準用する場合にあっては換地計画) の認可の申請を却下すること。		(10)～(22) (略)		(23) 法第48条第1項 (法第84条において準用する場合を含む。) の規定により、土地改良事業計画 (法第84条において準用する場合にあっては、法第77条第2項に規定する事業の実施に関する事務)		<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>別表 (第3条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>1～4の2 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4の3 土地改良法 (昭和24年法律第195号。以下この項において「法」という。)に基づく次の事務 (一の市町村の区域を超えない地域をその施行に係る地域又は土地改良区の地区とする土地改良事業に係るものに限る。)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(1)～(8) (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(9) 法第9条第4項 (法第48条第9項、法第84条、法第95条第3項及び法第95条の2第3項において準用する場合並びに法第52条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。) の規定により、土地改良区（土地改良区連合を含む。<u>(10)</u>、<u>(46)</u>及び<u>(47)</u>を除き、以下この項において同じ。) の設立 (法第48条第9項及び法第95条の2第3項において準用する場合にあっては土地改良事業計画の変更等、法第95条第3項において準用する場合にあっては土地改良事業、法第52条の3第2項において読み替えて準用する場合にあっては換地計画) の認可の申請を却下すること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(10)～(22) (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(23) 法第48条第1項 (法第84条において準用する場合を含む。) の規定により、土地改良事業計画 (法第84条において準用する場合にあっては、法第77条第2項に規定する事業の実施に関する事務)</td> <td></td> </tr> </table>	1～4の2 (略)	(略)	4の3 土地改良法 (昭和24年法律第195号。以下この項において「法」という。)に基づく次の事務 (一の市町村の区域を超えない地域をその施行に係る地域又は土地改良区の地区とする土地改良事業に係るものに限る。)	(略)	(1)～(8) (略)		(9) 法第9条第4項 (法第48条第9項、法第84条、法第95条第3項及び法第95条の2第3項において準用する場合並びに法第52条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。) の規定により、土地改良区（土地改良区連合を含む。 <u>(10)</u> 、 <u>(46)</u> 及び <u>(47)</u> を除き、以下この項において同じ。) の設立 (法第48条第9項及び法第95条の2第3項において準用する場合にあっては土地改良事業計画の変更等、法第95条第3項において準用する場合にあっては土地改良事業、法第52条の3第2項において読み替えて準用する場合にあっては換地計画) の認可の申請を却下すること。		(10)～(22) (略)		(23) 法第48条第1項 (法第84条において準用する場合を含む。) の規定により、土地改良事業計画 (法第84条において準用する場合にあっては、法第77条第2項に規定する事業の実施に関する事務)	
1～4の2 (略)	(略)																								
4の3 土地改良法 (昭和24年法律第195号。以下この項において「法」という。)に基づく次の事務 (一の市町村の区域を超えない地域をその施行に係る地域又は土地改良区の地区とする土地改良事業に係るものに限る。)	(略)																								
(1)～(8) (略)																									
(9) 法第9条第4項 (法第48条第9項、法第84条、法第95条第3項及び法第95条の2第3項において準用する場合並びに法第52条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。) の規定により、土地改良区（土地改良区連合を含む。 <u>(10)</u> 、 <u>(51)</u> 、 <u>(52)</u> 、 <u>(56)</u> 及び <u>(57)</u> を除き、以下この項において同じ。) の設立 (法第48条第9項及び法第95条の2第3項において準用する場合にあっては土地改良事業計画の変更等、法第95条第3項において準用する場合にあっては土地改良事業、法第52条の3第2項において読み替えて準用する場合にあっては換地計画) の認可の申請を却下すること。																									
(10)～(22) (略)																									
(23) 法第48条第1項 (法第84条において準用する場合を含む。) の規定により、土地改良事業計画 (法第84条において準用する場合にあっては、法第77条第2項に規定する事業の実施に関する事務)																									
1～4の2 (略)	(略)																								
4の3 土地改良法 (昭和24年法律第195号。以下この項において「法」という。)に基づく次の事務 (一の市町村の区域を超えない地域をその施行に係る地域又は土地改良区の地区とする土地改良事業に係るものに限る。)	(略)																								
(1)～(8) (略)																									
(9) 法第9条第4項 (法第48条第9項、法第84条、法第95条第3項及び法第95条の2第3項において準用する場合並びに法第52条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。) の規定により、土地改良区（土地改良区連合を含む。 <u>(10)</u> 、 <u>(46)</u> 及び <u>(47)</u> を除き、以下この項において同じ。) の設立 (法第48条第9項及び法第95条の2第3項において準用する場合にあっては土地改良事業計画の変更等、法第95条第3項において準用する場合にあっては土地改良事業、法第52条の3第2項において読み替えて準用する場合にあっては換地計画) の認可の申請を却下すること。																									
(10)～(22) (略)																									
(23) 法第48条第1項 (法第84条において準用する場合を含む。) の規定により、土地改良事業計画 (法第84条において準用する場合にあっては、法第77条第2項に規定する事業の実施に関する事務)																									

改 正		現 行
る計画。(25)及び <u>(81)</u> において同じ。)の変更等を認可すること。 (24)～(40) (略) <u>(41) 法第57条の9第1項 (法第57条の10及び法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、情報通信環境整備事業の計画 (法第57条の10において準用する場合にあっては、情報通信環境整備事業の計画の変更) 等を認可すること。</u>		る計画。(25)及び <u>(73)</u> において同じ。)の変更等を認可すること。 (24)～(40) (略) (新規)
<u>(42) 法第57条の11第1項 (法第57条の13及び法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、連携管理保全事業の計画 (法第57条の13において準用する場合にあっては、連携管理保全計画の変更) 等を認可すること。</u>		(新規)
<u>(43) 法第57条の12第2項 (法第57条の13及び法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、連携管理保全計画 (法第57条の13において準用する場合にあっては、連携管理保全計画の変更) 等を認可した旨を公告すること。</u>		(新規)
<u>(44)～(48) (略)</u>		<u>(41)～(45) (略)</u> (新規)
<u>(49) 法第71条の7の規定により読み替えて適用する法第69条第1項 (法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、解散命令によって解散した土地改良区に係る財産処分の方法等を認可すること。</u>		
<u>(50) 法第71条の7の規定により読み替えて適用する法第71条 (法第84条において準</u>		(新規)

改 正	現 行
<p><u>用する場合を含む。) の規定により、解散命令によつて解散した土地改良区に係る決算報告を認可すること。</u></p> <p><u>(51)～(54) (略)</u></p> <p><u>(55) 法第83条の2第2項の規定により、土地改良区連合の解散を認可すること。</u></p> <p><u>(56) 法第83条の2第3項の規定により、一の土地改良区によるその所属する土地改良区連合の権利義務の承継を認可すること。</u></p> <p><u>(57) 法第83条の2第4項の規定により、土地改良区連合については解散する旨、二の土地改良区については定款の変更の内容及び当該土地改良区連合の権利義務を承継する旨を公告すること</u></p> <p>o</p> <p><u>(58)～(88) (略)</u></p>	<p><u>(46)～(49) (略)</u></p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p><u>(50)～(80) (略)</u></p>
<p>4の4 土地改良法（以下この項において「法」という。）及び土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号。以下この項において「省令」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>横浜市及び相模原市</p>
<p>5～16の5 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>16の6 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、厚木市、海老名市、座間市、綾瀬市、大磯町、大井町、松田町、<u>山北町</u>、<u>湯河原町</u>及び<u>愛川町</u></p>
	<p>横浜市 _____</p>
	<p>(略)</p>
	<p>横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、厚木市、海老名市、座間市、綾瀬市、大磯町、大井町、松田町及び<u>山北町</u></p>

改 正		現 行
(横浜市にあっては左欄(1)に掲げる事務のうち法第18条第2項第1号又は第2号に規定する土地が同条第5項第6号に掲げる土地に該当する場合に係るものを除き、川崎市にあっては左欄(1)に掲げる事務のうち同条第2項第1号又は第2号に規定する土地が同条第5項第6号イに掲げる土地（同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地及びその農地と併せて採草放牧地について農地法第3条第1項本文に掲げる権利（以下この項において「権利」という。）を取得する場合（農地法施行令（以下この項において「政令」という。）第4条第1項第2		(横浜市にあっては左欄(1)に掲げる事務のうち法第18条第2項第1号又は第2号に規定する土地が同条第5項第6号に掲げる土地に該当する場合に係るものを除き、川崎市にあっては左欄(1)に掲げる事務のうち同条第2項第1号又は第2号に規定する土地が同条第5項第6号イに掲げる土地（同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地及びその農地と併せて採草放牧地について農地法第3条第1項本文に掲げる権利（以下この項において「権利」という。）を取得する場合（農地法施行令（以下この項において「政令」という。）第4条第1項第2

改 正		現 行
	<p>号へ(1)から(5)までに規定する法律に定めるところに従って権利を取得する場合で同号へ(1)から(5)までに規定する法律の区分に応じ、それぞれ同号へ(1)から(5)までに掲げるものに該当するものを除く。)に限る。) 又は法第18条第5項第6号ロに掲げる土地に該当する場合に係るものを除き、相模原市にあっては左欄(1)に掲げる事務のうち同条第2項第1号ロ又は第2号ロに規定する土地が同条第5項第6号イに掲げる土地（同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地及びその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合（政令第4条第1項第2号へ(1)</p>	<p>号へ(1)から(5)までに規定する法律に定めるところに従って権利を取得する場合で同号へ(1)から(5)までに規定する法律の区分に応じ、それぞれ同号へ(1)から(5)までに掲げるものに該当するものを除く。)に限る。) 又は法第18条第5項第6号ロに掲げる土地に該当する場合に係るものを除き、相模原市にあっては左欄(1)に掲げる事務のうち同条第2項第1号ロ又は第2号ロに規定する土地が同条第5項第6号イに掲げる土地（同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地及びその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合（政令第4条第1項第2号へ(1)</p>

改 正	現 行
から(5)までに規定する法律に定めるところに従って権利を取得する場合で同号へ(1)から(5)までに規定する法律の区分に応じ、それぞれ同号へ(1)から(5)までに掲げるものに該当するものを除く。)に限る。)に該当する場合に係るものを除き、横須賀市にあっては左欄(1)に掲げる事務のうち法第18条第2項第1号口又は第2号口に規定する土地が同条第5項第6号イに掲げる土地（同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地及びその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合（政令第4条第1項第2号へ(1)から(4)までに規定する法律に定めるところに	から(5)までに規定する法律に定めるところに従って権利を取得する場合で同号へ(1)から(5)までに規定する法律の区分に応じ、それぞれ同号へ(1)から(5)までに掲げるものに該当するものを除く。)に限る。)に該当する場合に係るものを除き、横須賀市にあっては左欄(1)に掲げる事務のうち法第18条第2項第1号口又は第2号口に規定する土地が同条第5項第6号イに掲げる土地（同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地及びその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合（政令第4条第1項第2号へ(1)から(4)までに規定する法律に定めるところに

改 正		現 行
	<p>従って権利を取得する場合で同号へ(1)から(4)までに規定する法律の区分に応じ、それぞれ同号へ(1)から(4)までに掲げるものに該当するものを除く。)に限る。)又は法第18条第5項第6号口に掲げる土地に該当する場合に係るものを除き、平塚市、鎌倉市、藤沢市、厚木市、海老名市、座間市、綾瀬市、大磯町、大井町、松田町、<u>山北町</u>、<u>湯河原町</u>及び<u>愛川町</u>にあっては左欄(1)に掲げる事務のうち同条第2項第1号口又は第2号口に規定する土地が同条第5項第6号イ又はロに掲げる土地に該当する場合に係るものを除く。)</p>	<p>従って権利を取得する場合で同号へ(1)から(4)までに規定する法律の区分に応じ、それぞれ同号へ(1)から(4)までに掲げるものに該当するものを除く。)に限る。)又は法第18条第5項第6号口に掲げる土地に該当する場合に係るものを除き、平塚市、鎌倉市、藤沢市、厚木市、海老名市、座間市、綾瀬市、大磯町、大井町、松田町及び<u>山北町</u>にあっては左欄(1)に掲げる事務のうち同条第2項第1号口又は第2号口に規定する土地が同条第5項第6号イ又はロに掲げる土地に該当する場合に係るものを除く。)</p>
17~160 (略)	(略)	17~160 (略)

2 神奈川県立花と緑のふれあいセンター条例（平成18年神奈川県条例第68号）新旧対照表

改 正		現 行	
別表（第12条関係）		別表（第12条関係）	
1 入園料金		1 入園料金	
区分	利用料金 の上限額	区分	利用料金 の上限額
20歳以上65歳未満の者（学生及び高校生（中等教育学校の後期課程に在学する者を含む。以下同じ。）を除く。）	1 人 に つ き <u>1,500</u> 円	20歳以上65歳未満の者（学生及び高校生（中等教育学校の後期課程に在学する者を含む。以下同じ。）を除く。）	1 人 に つ き <u>1,010</u> 円
学 高 校 生		学 高 校 生	
20歳未満の者（小学生（義務教育学校の前期課程に在学する者を含む。以下同じ。）及び中学生（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程に在学する者を含む。以下同じ。）を除く。）	同 <u>1,200</u> 円	20歳未満の者（小学生（義務教育学校の前期課程に在学する者を含む。以下同じ。）及び中学生（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程に在学する者を含む。以下同じ。）を除く。）	同 760円
6 5 歳 以 上 の 者		6 5 歳 以 上 の 者	
小 学 生 及 び 中 学 生	同 800円	小 学 生 及 び 中 学 生	同 500円
備考（略）		備考（略）	
2 会議室利用料金		2 会議室利用料金	
区分	利用料金 の上限額	区分	利用料金 の上限額
会 議 室	1 時 間 に つ き <u>500</u> 円	会 議 室	1 時 間 に つ き <u>110</u> 円
備考（略）		備考（略）	
3 駐車場利用料金		3 駐車場利用料金	
区分	利用料金 の上限額	区分	利用料金 の上限額
普 通 自 動 車	1 回 に つ き <u>1,000</u> 円	普 通 自 動 車	1 回 に つ き <u>520</u> 円
大 型 自 動 車	同 <u>3,000</u> 円	大 型 自 動 車	同 <u>1,570</u> 円
備考（略）		備考（略）	